

鹿沼市建築物耐震改修促進計画（四期計画）

令和8年3月

鹿沼市

はじめに

平成 7(1995)年 1 月に発生した阪神・淡路大震災による被害を教訓として、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)が制定されました。本市では、栃木県が平成 19(2007)年より、耐震改修促進法に基づく「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定したことを受け、平成 22(2010)年より「鹿沼市建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

その結果、対象となる建築物の耐震化が遅れているものがあり、地震に対する安全性の確保が急務となっております。

また、令和 6(2024)年 1 月に発生した能登半島地震では、住宅の耐震化の遅れが被害拡大の要因の一つとして指摘されており、耐震化の必要性が再認識されました。

首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していると指摘される中、本市の耐震化施策をより実効性の高いものとするため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号。以下「国の基本方針」という。)及び「栃木県建築物耐震改修促進計画」に基づき、「鹿沼市建築物耐震改修促進計画(四期計画)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

今後とも、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化に取り組み、市民のより一層の安全・安心の確保に努めます。

目次

第1章 計画の目的等	
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 耐震改修促進法の改正等	2
第2章 住宅・建築物の耐震化の目標等	
1 地震被害の想定	3
2 計画対象建築物	6
3 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題	7
4 住宅・建築物の耐震化の目標	9
第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	
1 基本的な取組	13
2 役割分担	13
3 住宅の耐震化の促進	14
4 建築物の耐震化の促進	18
5 地震時の被害を軽減するための安全対策	19
第4章 計画の推進に向けて	
1 計画のフォローアップ	20
2 法に基づく指導・助言等	20
3 その他関連施策の推進について	20
資料編	21

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

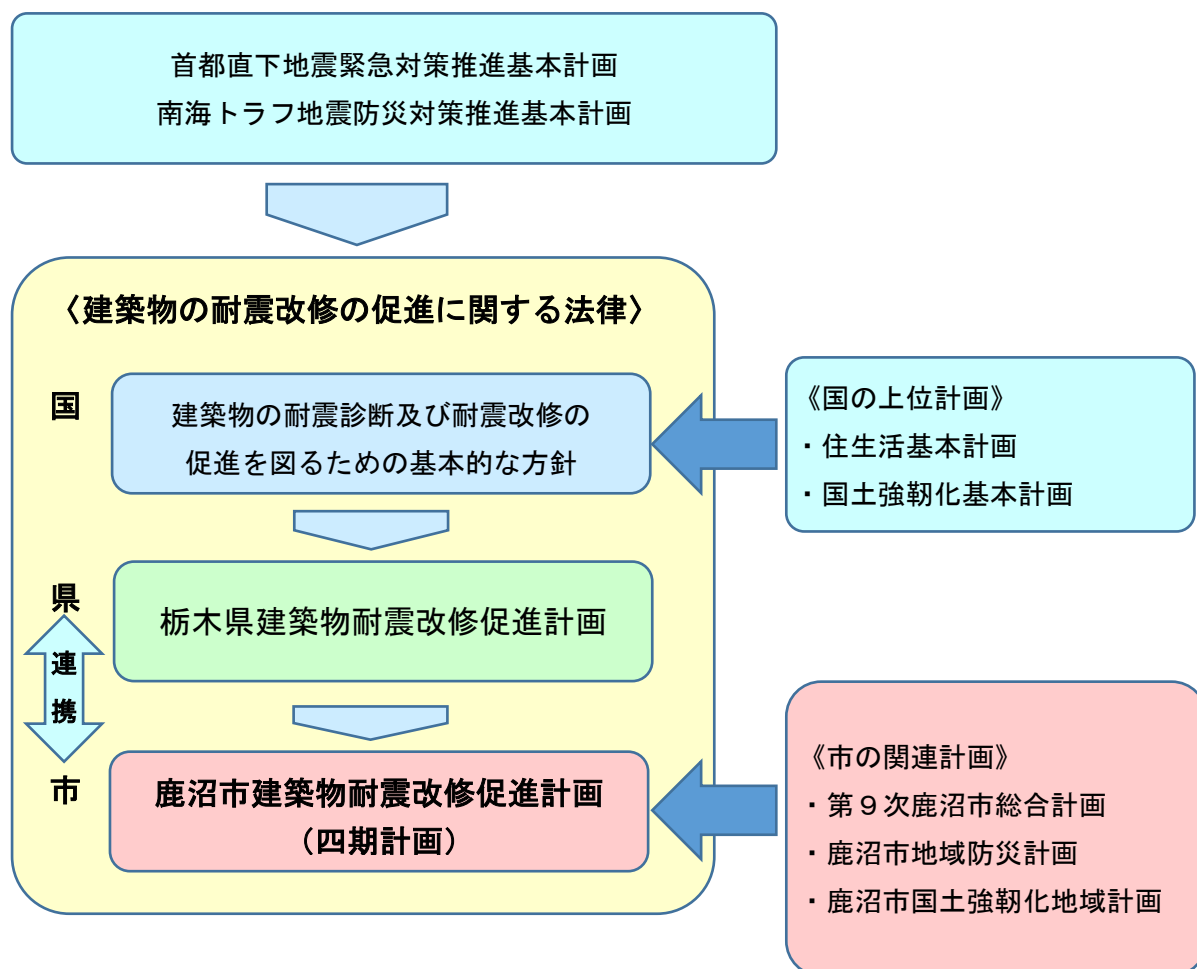
本計画は、市内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、令和3年3月に策定した計画を見直し、四期計画として定めたものです。

また、市政の基本指針である「第9次鹿沼市総合計画」及び災害・危機管理対策の部門計画である「鹿沼市地域防災計画」等と調和を図るとともに、県の耐震改修促進計画と連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として位置づけます。

計画の位置づけイメージ図



3 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。

4 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、首都直下地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などから、平成25(2013)年11月に大きく改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成30(2018)年6月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難路等の安全性確保のための政令改正等がなされました。

規制強化等の主な内容は、以下のとおりです。

- ・一定規模以上の多数の者が利用する建築物^{※1}の耐震診断の実施と所管行政庁^{※2}への結果報告の義務付け
- ・一定規模以上で、避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・すべての既存耐震不適格建築物^{※3}の耐震化の努力義務
- ・建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- ・耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- ・区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）

※1 耐震改修促進法第14条により定義された建築物。所有者は耐震診断や耐震改修の実施に努めなければならない。また、一定規模以上の建築物は耐震診断の実施とその報告が義務付けられた 資料編 資料2参照

※2 原則、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長、その他の市町村又は特別区の区域内については都道府県知事（鹿沼市は建築主事を置く市町村に該当）

※3 昭和56年5月までに着工した住宅・建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないもの

第2章 建築物の耐震化の目標等

1 地震被害の想定

(1) 過去の主な地震被害

近年、本市に被害を及ぼした主な地震は、以下のとおりです。

地震による被害の発生頻度は低いものの、過去には大規模地震による被害が発生しています。

本市に被害を及ぼした主な地震^注

西暦(和)	地震名	震源地	マグニチュード	主な被害
1949年12月26日 (昭和24)	今市地震	今市西部	6.2 (8時17分) 6.4 (8時24分)	旧板荷村、旧大芦村で 住家被害 全壊4戸 半壊14戸 非住家被害 全壊43棟 半壊71棟
1996年12月21日 (平成8)	茨城県南部地震	茨城県南部	5.6	内・外壁破損、屋根破損、 ガラス破損等36件
2011年3月11日 (平成23)	平成23年東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災)	三陸沖	9.0	住家被害 半壊15戸 一部破損1,350戸 非住家被害 全壊4棟 半壊2棟 一部損壊129棟

注 鹿沼市地域防災計画より抜粋

(2) 想定される地震の規模及び被害状況

「鹿沼市地域防災計画」では、今市地震と栃木県が平成26年度に想定した本市の直下に進言を想定した地震（マグニチュード6.9）の被害想定を参考に、その被害を予測しています。

この想定は、被害が最も大きくなる冬場を想定したもので、3,000棟以上の家屋が全壊、9,000棟以上の家屋が半壊、数千人以上の市民が避難所生活を強いられる可能性があります。

本市域の地震被害予測量^注

想定地震		鹿沼市の直下に震源を想定した地震	
家屋	全壊	地震動	3,188 棟
		液状化	59 棟
		土砂災害	10 棟
	半壊	地震動	8,978 棟
		液状化	113 棟
		土砂災害	23 棟
	延焼による焼失		62 棟
総計		12,433 棟	
人的被害	死者数	202 人	
	負傷者数	2,403 人	
	避難所生活者	7,497 人	

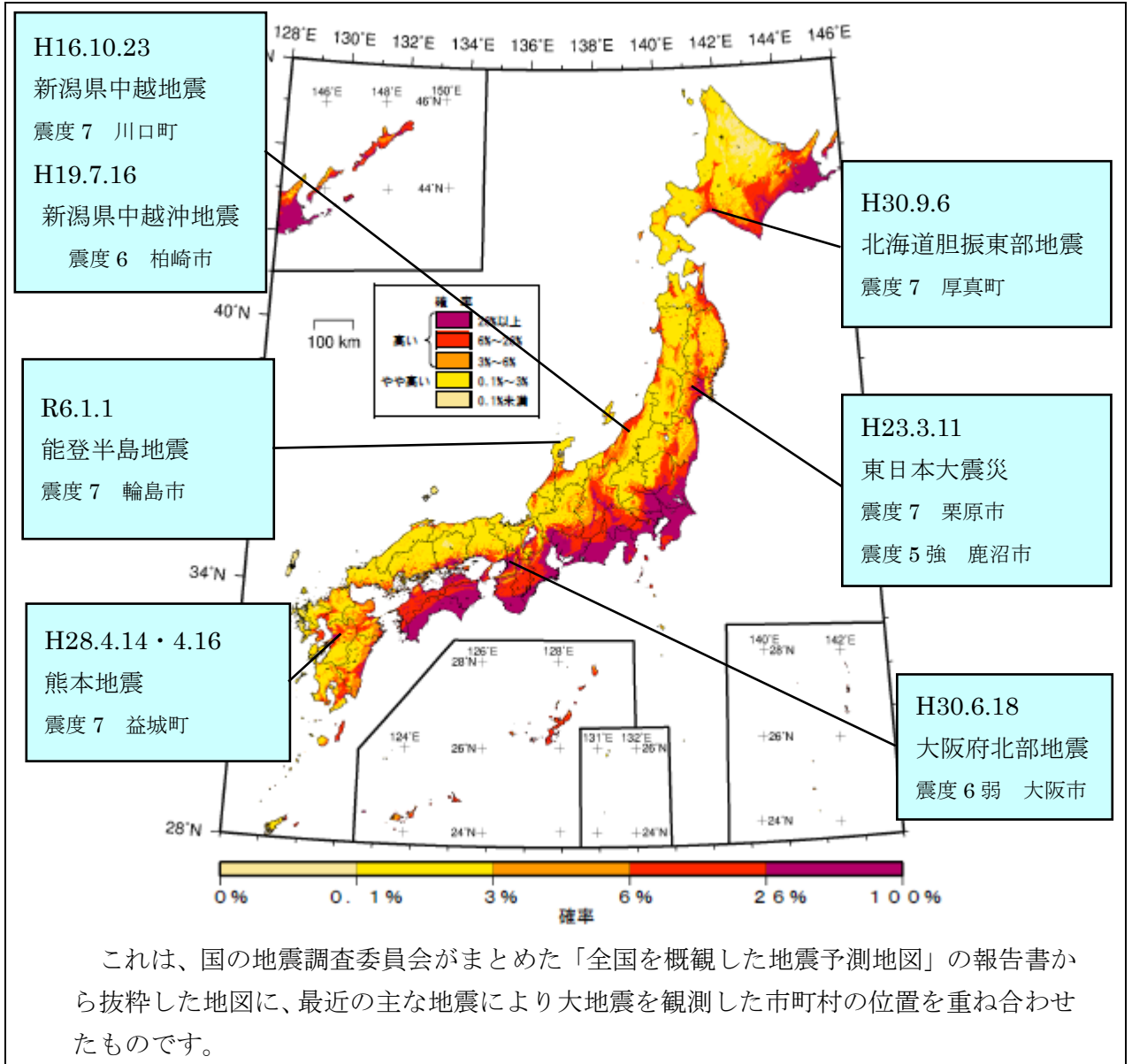
注 鹿沼市地域防災計画より抜粋

住宅・建築物の耐震化を促進し、地震発生時の住宅・建築物の倒壊等を防ぐことで、予測される人的被害、建物被害等を最小限にし、また、震災後の生活の安全・安心を確保することができます。

【参考】

今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図

【全国地震動予測地図※⁴】（基準日：2020 年 1 月 1 日）



地震調査研究推進本部※⁵「全国地震動予測地図 2020 年度版」

確率論的地震動予測地図（全国版地震予測地図） P 8 を基に作成

※⁴ 将来日本で発生する恐れのある地震に強い揺れを予測し、予測結果を地図として表したものの

※⁵ 阪神・淡路大震災を契機として、我が国の地震調査研究を一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、政府の特別な機関として設置

2 計画対象建築物

本計画では、以下に掲げる住宅・建築物（既存耐震不適格建築物）を中心に耐震化を促進します。

（１）住宅

戸建て住宅

（２）多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物^{※6}

（３）耐震診断義務づけ建築物

・要緊急安全確認大規模建築物^{※7}

耐震改修促進法附則第3条に定める地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

・要安全確認計画記載建築物^{※8}

耐震改修促進法第7条に定める防災拠点である建築物及び避難路沿道建築物

（４）防災上重要な市有建築物

災害時の拠点となる建築物、多くの者が利用する建築物及び比較的利用者の滞在時間が長い建築物等で、市が所有する建築物

（５）危険なブロック塀等

地震により倒壊してしまった場合、通行人が被害を受けるとともに、倒壊による道路の閉塞により避難や救急・消火活動に支障を来すおそれがあるブロック塀等

※6 既存耐震不適格建築物のうち、一定の用途で一定以上の階数及び一定以上の床面積を有する建築物 資料編 資料2参照

※7 多数の者が利用する建築物のうち規模が一定以上となる建築物や、危険物等を取り扱う建築物 資料編 資料2参照

※8 耐震改修促進法第5条第3項第1号、第2号及び第6条第3項第1号に基づき、栃木県及び鹿沼市の耐震改修促進計画に記載された建築物等 資料編 資料2参照

3 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題

第三期計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）に設定した、耐震化を推進する建築物の種類と目標は、以下のとおりです。

耐震化の状況

種類	R2年度末実績	R7年度目標	R7度実績（見込み）
住宅	88%	95%	90%
多数の者が利用する建築物	92%	おおむね解消	94%
学校	99%	おおむね解消	99%
病院・診療所	82%	おおむね解消	90%
社会福祉施設	100%	100%	100%
賃貸共同住宅	81%	おおむね解消	81%
防災上重要な市有建築物 ^{※9}	92%	おおむね解消	95%

（1）住宅

耐震性を有する住宅が約2,000戸増加したことなどにより、耐震化率は88%から90%となりました^{※10}。多くは建替えや新築によるものです。

令和7（2025）年度の耐震化率の目標である95%を達成できなかった主な要因は、住宅に居住する方々の高齢化とともに、耐震化が必要な住宅の老朽化が進んだためです。県が実施したアンケート結果^{※11}から、家族構成の変化のより後継者がいないため、耐震改修等の対策を実施できなかったことに加え、物価高による耐震改修工事費の高騰が影響し、住宅所有者が限られた収入から耐震化に係る費用を捻出することが困難であったことや、「信頼できる事業者が分からない」等の耐震化に対する不安から耐震改修に踏み切れなかったことが課題となっています。

（2）多数の者が利用する建築物

耐震性が不足する建築物が4棟減少したことにより、耐震化率は92%から94%となりましたが、依然として耐震性が不十分な建築物が一定数残っています。特に多数の者が利用する建築物は、大規模地震による被害が甚大となることが懸念されており、耐震化の促進は喫緊の課題です。

※9 災害時の拠点となる市有建築物（庁舎、学校等）又は多くの市民が利用する建築物又は比較的利用者の滞在時間が長い建築物などで3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの

※10 総務省が実施した住宅・土地統計調査の結果に基づく推計値 住宅の耐震化率については空き家を除いて推計

※11 住宅の耐震普及ローラー作戦において実施した耐震改修に関するアンケート等の結果

(3) 耐震診断義務付け建築物

多数の者が利用する建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は86%と目標であるおおむね解消を達成することができませんでした。地震時の倒壊等により甚大な被害を生じる恐れがあるため、特に耐震化の促進を図る必要があります。

(4) 防災上重要な市有建築物

令和7(2025)年度時点の耐震化率は95%と目標であるおおむね解消を達成することができませんでした。災害の拠点施設としての機能を有する建築物であるため、耐震化の実施に至っていない防災上重要な市有建築物については、引き続き耐震化を図る必要があります。

(5) 危険なブロック塀等

平成30(2018)年6月18日に発生した大阪府北部地震の事故を契機に支援制度を創設するとともに、令和6年度までに市内の通学路における危険なブロック塀等の実態把握を実施したところ、多数の危険なブロック塀等があることを確認しました。これらの危険なブロック塀等は、通行者に対する人的被害や災害時における避難の妨げになるため、除却等による安全確保は喫緊の課題です。

(6) その他

東日本大震災において脱落被害があった、特定天井^{※12}などの非構造部材については、柱や梁といった構造体が耐震化されていたとしても、落下や破損する可能性があります。建築物利用者の安全確保のため、天井等の非構造部材の安全対策についての取り組みも課題となっています。

※12 6メートル超の高さにある面積200平方メートル超、1平方メートル当たりの質量が2キログラム超の釣り天井で、人が日常的に利用する場所に設置されている天井

4 住宅・建築物の耐震化の目標

(1) 国の基本方針による目標

国では、令和5年住宅・土地統計調査の結果から、住宅については、令和5(2023)年時点の全国の住宅の耐震化率を90%と推計しました。これを受け、これまで掲げていた令和12(2030)年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標達成は困難であるとの見方を示しており、耐震化率目標を5年間スライドし、令和17(2035)年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、住宅以外の建築物については、多数の者が利用する建築物のうち、特に要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に重点を置き、耐震性が不十分な建築物を令和12(2030)年度までにおおむね解消することを目標としています。

(2) 本市の目標

本市においては、早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最大限減少させ、市民の安全・安心を確保することとします。

そのため、耐震化の現状や国の目標を踏まえ、令和17(2035)年度末までに耐震性が不十分な住宅を、令和12(2030)年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目指し、今後5年間の目標を以下のとおり定めます。

耐震化の目標

種別	令和7年度末 見込み	令和12年度末 目標
住宅	90%	95%
多数の者が利用する建築物	94%	おおむね解消
要緊急安全確認大規模建築物	86%	
防災上重要な市有建築物	95%	おおむね解消

ア 住宅

今後、建替え等により、令和12(2030)年度の耐震化状況は、総戸数の約38,000戸のうち、耐震性が不十分な住宅が約3,150戸、耐震化率は約92%になると推計されます。計画期間中はさらに約1,250棟の耐震化を促進し、耐震化率を95%とすることを目標とします。

イ 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、不特定多数の者または高齢者、障害者等が利用する建築物であり、利用者の安全確保の観点から耐震化を促進する必要があります。

令和12(2030)年度の耐震化状況は、対象の293棟のうち、耐震性が不足する建築物が16棟となり、耐震化率は約95%になると推計されます。計画期間中はこれら16棟の耐震化を促進し、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

要緊急安全確認大規模建築物については、多数の者が利用する建築物のうち大規模な建築物であり、地震時の倒壊等により甚大な被害を生じる恐れがあることから、特に耐震化が必要です。

令和7(2025)年度末の耐震化状況は、対象の7棟のうち、耐震性が不十分な建築物が1棟であり、耐震化率は約86%です。計画期間中は耐震化を促進し、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。

エ 防災上重要な市有建築物の耐震化

災害時の拠点施設としての機能を確実に確保するため、防災上重要な市有建築物の耐震化は必要不可欠です。

令和7(2025)年度末の耐震化状況は、対象の168棟のうち、耐震性が不十分な建築物が9棟であり、耐震化率は約95%です。計画期間中はこれらの耐震化に取り組み、令和12(2030)年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。

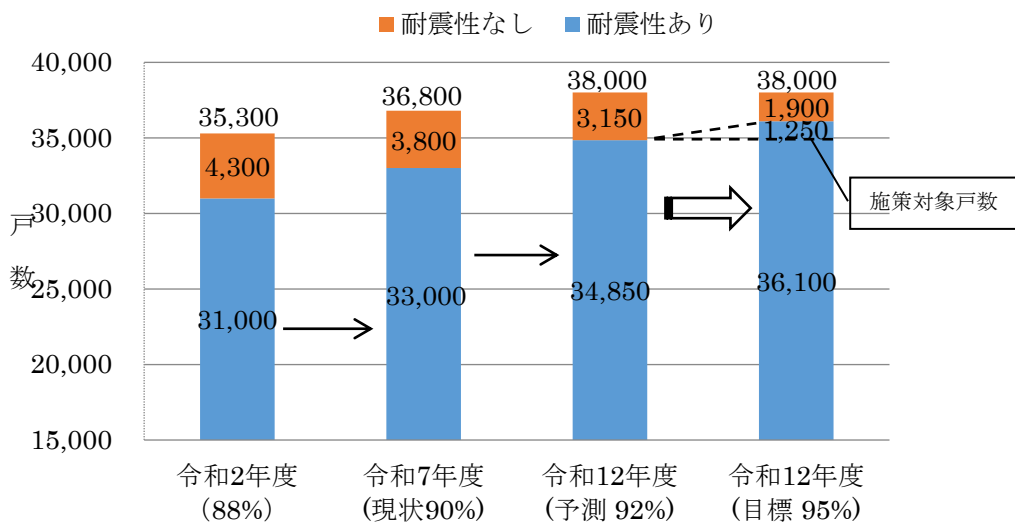
オ 危険なブロック塀等の安全対策

通学路沿道のブロック塀等実態把握の結果、約1,600箇所にブロック塀等があり、多数の危険なブロック塀等が含まれていることが判明しました。

通学路沿道のブロック塀等に関しては、危険なブロック塀等の除却等により、早期の安全確保を図ります。

(参考)

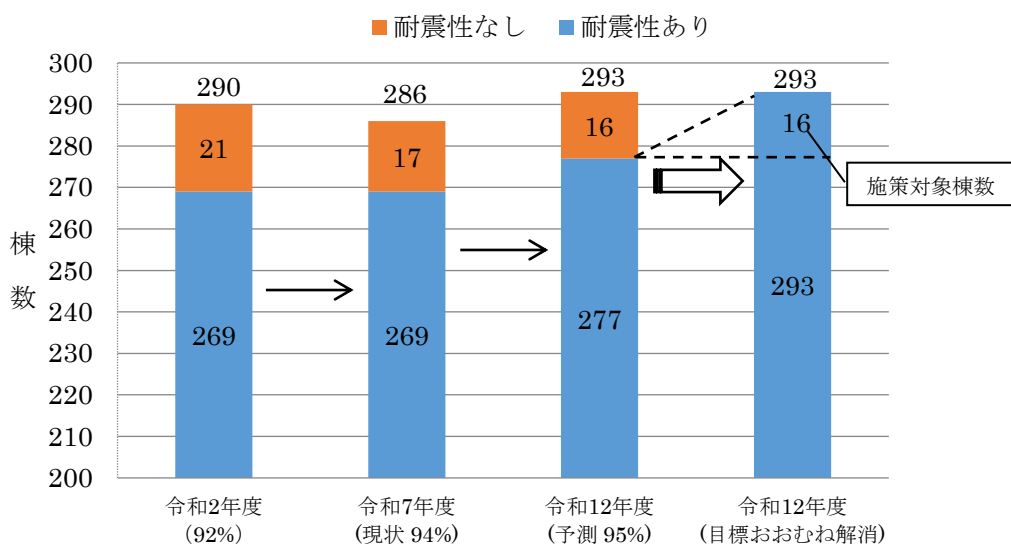
1. 住宅の耐震化の現状、予測及び目標



令和12(2030)年度における、居住世帯のある住宅総数見込みは約38,000戸で、耐震性を有する住宅戸数は、約34,850戸になると推計されます。

住宅の耐震化率=(居住のある住宅のうち耐震性を有する住宅の戸数)÷(居住のある住宅の総戸数)

2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、予測及び目標

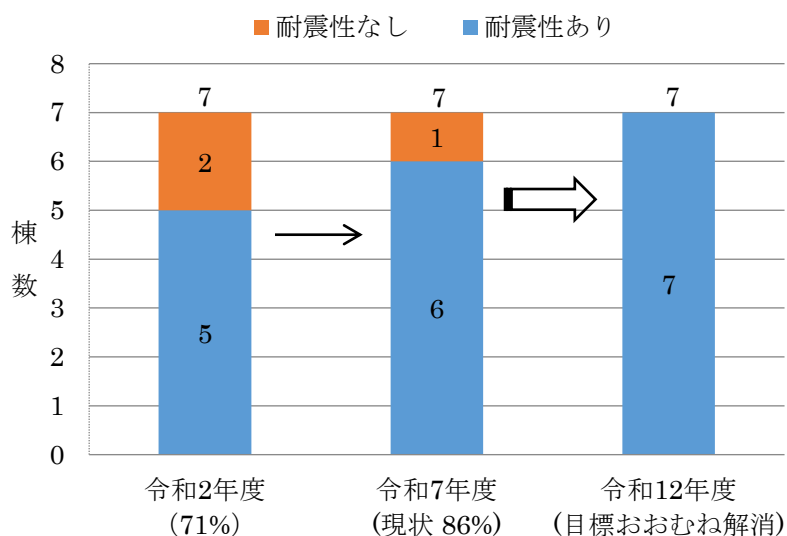


令和12(2030)年度における、多数の者が利用する建築物の総棟数は約293棟で、耐震性を有する棟数は、建替え等によって耐震化が進み約277棟になると推計されます。

多数の者が利用する建築物の耐震化率＝

(耐震性を有する多数の者が利用する建築物の棟数)÷(多数の者が利用する建築物の総棟数)

3. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

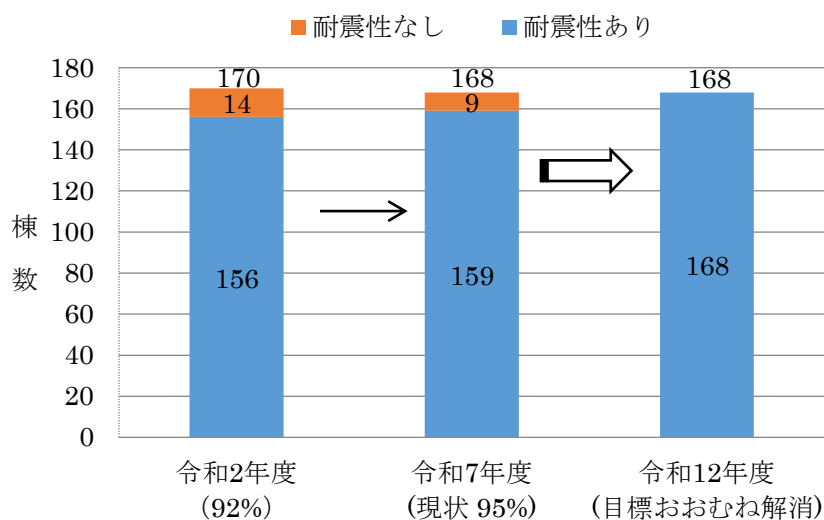


令和12(2030)年度における要緊急安全確認大規模建築物の総棟数は7棟で、これらの耐震化に取り組みます。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率＝

(耐震性を有する要緊急安全確認大規模建築物の棟数) ÷ (要緊急安全確認大規模建築物の総棟数)

4. 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状



令和12年度末までに耐震性が不十分な防災上重要な市有建築物をおおむね解消するよう、耐震化に取り組みます。

防災上重要な市有建築物の耐震化率＝

(耐震性を有する防災上重要な市有建築物の棟数) ÷ (防災上重要な市有建築物の総棟数)

第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な取組

住宅については、耐震化の重要性に関する普及啓発や耐震化に要する費用の助成支援を実施します。

地震発生時に建築物の倒壊により住民の避難や緊急車両の通行に支障をきたすこととなる緊急輸送道路沿道建築物については、実態把握を行い、耐震診断義務付け等の対策を検討していきます。

その他の建築物についても所有者等への働きかけを基本的な取り組みとし、早急に耐震化が図れるよう努めます。

また、通学路沿道にある危険なブロック塀等は普及啓発を行い、安全確保を図ります。

2 役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、国及び県と連携して、耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備及び負担軽減等の施策によって、所有者等の取り組みを支援します。

また、効果的かつ着実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組むこととします。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物等の所有者等は、利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修等の実施に努めます。

(2) 市の役割

住宅・建築物の所有者が耐震化を図れるよう、基礎自治体として県との連携を図りながら、旧耐震基準^{※13}の住宅・建築物の所有者等に直接的に働きかける住宅の耐震普及ローラー作戦や住宅の耐震無料相談会の実施など、地域の実情に配慮した効果的な施策を講じることに努めます。

※13 建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56(1981)年5月までに着工）の基準。この基準で建築された住宅・建築物は「既存耐震不適格建築物」となる

3 住宅の耐震化の促進

(1) 安心して相談できる環境整備

ア 相談窓口の整備

市の建築指導課を窓口として位置づけ、市民からの相談への対応体制を整えるとともに、相談内容に応じた適切な案内等が行えるよう努めます。

また、耐震化に係る費用や工事期間の目安が把握できる資料等の充実を図り、所有者等が知りたい情報の整備に努めます。

イ 簡易耐震診断等の実施等

引き続き、一般向けに作成された簡易な耐震診断法を活用し、職員の訪問による木造住宅簡易耐震診断サポート等を継続して実施します。また、必要に応じて耐震診断及び耐震改修に関して技術的なアドバイスを行う耐震アドバイザー^{※14}の派遣を行います。

ウ 住宅の耐震無料相談会の実施

県や耐震アドバイザーと連携し、市庁舎等で無料相談会を実施します。

来場者の相談内容を聞き取るとともに、簡易診断の実施や木造住宅の耐震化の助成制度等を周知します。

また、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅の所有者等からの相談に対して、耐震性能検証^{※15}の活用を促します。

エ 事業者向け講習会の実施

事業者向け講習会は、地震による住宅被害の実態や耐震診断・耐震改修における技術的なポイント等に関する情報を提供する講習会です。

この講習会により、事業者の技術力向上に寄与します。

オ 所有者向け講習会の実施

耐震改修等へ踏み出せない住宅の所有者に対して、耐震化の不安を払拭するため、所有者向け講習会を実施します。

また、所有者の求めに応じ、「地震に強い住まいづくり」をテーマとする出前講座を実施します。



出前講座の様子

-
- ※14 耐震診断や耐震改修に関して技術的な知見を持つ建築士で知事の認定を受けた者
 - ※15 新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法

(2) 普及啓発

ア パンフレット等の作成・配布

木造住宅の耐震化や地震時に命を守るための対策、助成制度等を周知するリーフレットを作成し、イベント開催時等に配布します。

また、補助を受けて実施する耐震化工事の現場等に耐震化の重要性に関する広報を掲示します。



イベントの様子

イ 住宅の耐震普及ローラー作戦の実施

県や耐震アドバイザーと連携し、対象となる住宅の所有者等に対し、住宅の耐震普及ローラー作戦による直接的な働きかけを実施します。

実施に当たっては、旧耐震基準で建てられた住宅が密集している地区を優先するなど、効率的な手法で実施します。

ウ ホームページ等の活用

市のホームページに設置した「木造住宅の耐震化への支援について(補助制度)」のページを拡充するなどにより、耐震化に関する取り組みについてわかりやすく情報提供します。

特に、耐震診断及び耐震改修等の実施の流れや、助成制度、税制優遇、講習会の開催案内等の情報にアクセスしやすいホームページ作りを進めるとともに、SNS等を活用した積極的な情報発信により普及啓発に努めます。



鹿沼市ホームページQRコード

(<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0379/info-0000003603-1.html>)

(3) 各種支援の実施

ア 耐震診断、耐震改修等に対する助成

木造戸建て住宅の耐震診断、耐震改修及び耐震建替えに対して、国及び県と連携して助成を行います。

イ 所有者の費用負担軽減

所有者が安心して耐震化に踏み切れるように、耐震化に係る費用負担を軽減する取組の検討を行います。

(4) その他の施策

ア リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人 リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」 (<http://www.refonet.jp/>) の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

イ 各種認定制度の活用

平成25(2013)年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等を周知し、活用を図ります。



ウ 税制優遇等

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除（住宅に係る耐震改修促進税制）の手続きを円滑に実施できるよう情報提供を行います。また、所有者等に対して耐震化に関する融資制度の情報提供を行います。

4 建築物の耐震化の促進

耐震性が不十分な建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、基本的な施策に加え、以下の施策を講じます。

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の耐震化を推進するため、県と連携して、耐震化の必要性に関する普及啓発を行い、所有者等に耐震診断等の実施を呼びかけながら、必要に応じて、耐震改修等に関する指導、助言を行います。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

要緊急安全確認大規模建築物については、早期に耐震改修等の対策が実施できるよう、国や県と連携し、状況について定期的な把握に努めながら、適切な耐震改修等の実施について、必要な指導、助言を行います。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

鹿沼市地域防災計画では、防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路を指定しています。

災害時には、これらの道路の中でも地震発生時に閉塞を防ぐべき路線を以下のとおり指定しており、沿道にある一定高さ以上の既存耐震不適格建築物の実態把握を行いながら、県と連携し、耐震診断を義務付ける路線（耐震改修促進法第6条第3項）について、指定の必要性を検討していきます。

鹿沼市地域防災計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき路線として指定された道路

種別	説明
第1次緊急輸送道路 ^{※16}	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路 ^{※16}	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路

※16 緊急輸送道路の路線図については、資料編 資料3参照

5 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。このため、以下のような対策を行います。

(1) 通学路等にある危険なブロック塀等の安全対策

通学路等にある危険なブロック塀等の所有者等に対し、安全対策における普及啓発を実施するとともに、国及び県と連携してブロック塀等の除却費用の助成を行います。

(2) 外壁、窓ガラス等の落下防止対策

外壁や窓ガラス等の脱落、家具の倒壊により、利用者や周囲の歩行者へ被害がおよぶ可能性があるため、県と連携して、外壁の落下の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(3) 天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生したため、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準が定められたことから、県と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(4) エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーターが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

このため、県と連携して、新しい基準や脱落等の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(5) 住宅・建築物の点検

耐震改修を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態に維持するように努めなければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について、周知します。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画のフォローアップ

本計画に掲げる目標を達成するために、耐震化の進捗状況を把握し、課題に的確に対応する必要があります。

計画に位置づけた主な施策等については、その実施状況や社会背景等を一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画を見直すなど、フォローアップを行います。

また、栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会^{※17}での情報共有や議論を活用し、県及び県内各市町と適切な連携を図ります。

2 法に基づく指導・助言等

耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物の所有者・管理者は耐震化の実施に努める義務があります。

それに対して市は、適切な耐震診断及び耐震改修等の実施について、必要な指導及び助言を行います。

特に、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の実施状況について定期的な把握に努めるとともに、所有者等に対し、早期の耐震化を促します。

3 その他関連施策の推進について

住宅・建築物の耐震化や、災害時の防災拠点及び避難場所となる公共施設等の耐震化を促進するためには、基礎自治体である市が積極的に取り組むことが必要不可欠です。

このため、市は、国の基本方針及び栃木県建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化の現状や地域特性等を踏まえて、耐震改修促進計画の見直しに努めることとします。

※17 各市町の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を推進するために設置した協議会